

民法（債権関係）部会第83回会議  
書面による意見陳述

平成26年2月4日  
経済産業省産業組織課  
産業組織課長 三浦 聡

部会資料74A

第1 債権譲渡

「1 債権の譲渡性とその制限」の「(説明) 第1の2 (2)」(5頁第2段落)について、省内より次のような意見が寄せられました。5頁12行目以下に「譲渡人と譲受人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求をすることができないため、「債務者が債務を履行しない場合」という要件を充足しないと考えられる。」という記述が見られ、この記述は譲受人が付遅滞のための催告(現行民法412条3項)をなし得ないことを前提としているように思われるが、相対的効力案による規律の内容としては、「譲受人は、債務者に対し、譲渡人に債務を履行すべき旨の催告をすることができる」と考えるべきではないか、という意見です。

この意見の背景は、以下のとおりです。第一に、期限の定めのない債権一般について、債権者であるはずの譲受人が付遅滞のための催告をなし得ず、譲渡人と譲受人のいずれもが債務者に対して履行を請求し得ない状態を解消し得ないというのであれば不合理である点(期限の定めのない債権を利用した資金調達に支障を来す可能性もないとはいえない)。第二に、譲渡人への履行を催告するものであれば、譲渡制限特約による「支払先の固定」という債務者の利益が害されることもない点。第三に、預金債権の問題(部会資料74Bの16頁参照)は、マネーロンダリング対策等の政策的背景によるものであり、特別法による対応の方が適切と思える点です。

以上